

土木工事設計積算基準の運用

令和 3 年 10 月

姫路市財政局工事技術検査室

目 次

第Ⅰ編 総則

第1章 適用

本資料の取り扱いについて 1

第2章 単価の決定

資材等単価決定方法 1

第3章 工事費の積算

間接工事費 18

現場発生品及び支給品運搬 20

数値基準 21

第4章 条件明示

積算条件の明示 23

その他 29

第Ⅱ編 共通編

第1章 土工

土量変化率 30

土工 30

第2章 共通工

場所打擁壁工 34

排水構造物工 38

第3章 コンクリート工

コンクリート工 41

第4章 仮設工

仮設材について 42

安全費について 48

第Ⅲ編 道路公園編

第1章 付属施設

立入り防止柵工 49

防護柵設置工 49

第2章 道路維持修繕工

路面切削工	51
舗装版破碎	52

第IV編 市場単価編

第1章 市場単価

鉄筋工	53
インターロッキングブロック工	53
横断・転落防止柵工	54
道路附属物設置工	55

第2章 土木標準単価

区画線工	56
排水構造物工	57

第V編 下水道編

第1章 管路施設（開削工法）

管布設工	58
埋戻し工	58
マンホール工	58

第2章 管路施設（市場単価）

取付管およびます工	59
-----------	----

第 I 編 総則

第 1 章 適用

1. 本資料の取り扱いについて

(1) 本資料の目的

姫路市が発注する土木工事の設計積算において、基準書等の適用についての統一的な解釈及び運用方法を定め、工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(2) 基準の運用

本資料に掲載の無い運用事項については、兵庫県「積算基準の運用（積算参考資料 I）」に準拠するものとする。

第 2 章 単価の決定

1. 資材等単価決定方法

(1) 資材単価の決定

1) 資材単価決定の優先順位

資材単価の決定における優先順位は次のとおりとする。

優先順位① 兵庫県土木工事積算単価表の単価

優先順位② 姫路市統一単価

優先順位③ 物価資料による単価

優先順位④ 見積り又は特別調査による単価

2) 価格の取り扱いについて

1. 資材単価には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

2. 機械賃料については、長期割引を行った賃料とし、長期割引については、基準書（機械損料編）「建設機械等賃料積算基準について」によるものとする。ただし、特殊機械等の場合で見積りによる賃料の場合はこの限りでない。

(2) 物価資料による単価の決定方法

1) 物価資料による資材単価の決定方法 (1)

1. 物価資料とは、「建設物価」及び「積算資料」をいう。
2. 「建設物価」及び「積算資料」には、「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」も含む。
3. 「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」の「体験版」は、採用しない。
4. 「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている価格の平均値を採用する。
5. 「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている価格の有効桁を比較し、大きいほうの有効桁を決定額の有効桁とし、有効桁以降は切り捨てとする。ただし、大きいほうの有効桁が 3 桁未満のときは、決定額の有効桁は 3 桁とする。
6. 一方の資料にしか掲載のない場合については、その単価を採用する。
7. 設計書の単価適用年月と同年月の号を採用する。
8. 「公表価格」として掲載されている資材単価は採用しない。
9. 「建設物価」及び「積算資料」の掲載価格を採用する際の判断基準は以下のとおりとする。
 - i) 採用する地区及び優先順位
姫路（都市別）→ 近畿（地区別）→ 全国
→ 神戸（都市別）→ 大阪（都市別）
 - ii) 掲載価格は、「大口需要家渡し価格」を採用する。また、当該頁の【調査段階】欄に①、②、③で示された調査段階の優先順位は、次のとおりとする。
① → ② → ③
 - iii) 地区と調査段階では、地区を優先する。
 - iv) 両誌の掲載地区及び調査段階が異なる場合も採用できることとする。
※次頁「計算例」を参考。
10. 上記方法によることが困難な場合については、別に決定するものとする。

2) 物価資料掲載価格決定方法計算例

i) 計算例 1

資材 A (建設物価)

大阪		神戸	
②	③	②	③
2,120	2,200	2,240	2,320

資材 A (積算資料)

神戸②	姫路③
2,250	2,200

(建設物価)

優先順位 1 : 地区

⇒ 「神戸」を採用

優先順位 2 : 調査段階

⇒ ②を採用

⇒ **神戸② : 2,240円**を採用

(積算資料)

優先順位 1 : 地区

⇒ 「姫路」を採用

⇒ **姫路③ : 2,200円**を採用

(決定価格)

$(2,240 + 2,200) \div 2 = 2,220$ ⇒ **2,220円** (有効桁 3 桁)

ii) 計算例 2

資材 B (建設物価)

全国	
②	③
2,120	2,240

資材 B (積算資料)

全国③	大阪②
2,250	2,110

(建設物価)

優先順位 1 : 地区

⇒ 全国を採用

優先順位 2 : 調査段階

⇒ ②を採用

⇒ **全国② : 2,120円**を採用

(積算資料)

優先順位 1 : 地区

⇒ 「全国」を採用

⇒ **全国③ : 2,250円**を採用

※地区と調査段階では、地区を優先する。

(決定価格)

$(2,120 + 2,250) \div 2 = 2,185$ ⇒ **2,180円** (有効桁 3 桁)

iii) 計算例 3

資材 C (建設物価)

近畿	
②	③
2,080	2,270

(建設物価)

優先順位 1 : 地区

⇒ 「近畿」を採用

優先順位 2 : 調査段階

⇒ ②を採用

⇒ 近畿② : 2,080円を採用

資材 C (積算資料)

大阪②	近畿③
2,080	2,400

(積算資料)

優先順位 1 : 地区

⇒ 「近畿」を採用

⇒ 近畿③ : 2,400円を採用

※地区と調査段階では、地区を優先する。

(決定価格)

$$(2,080+2,400) \div 2 = 2,240 \quad \Rightarrow \quad \boxed{2,240円} \text{ (有効桁 3 桁)}$$

iv) その他

① 桁数の異なる単価の端数処理について

「建設物価」と「積算資料」で掲載価格の桁数が異なる場合には、有効桁を比較し、大きいほうの有効桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きいほうの有効桁が 3 桁未満の時は有効桁を 3 桁とする。

例)

建設物価	積算資料	決定額 (平均)
100,400 円	90,500 円	95,450 円

↑
↑
↑

有効桁 4 桁 有効桁 3 桁 有効桁 4 桁

決定額はあくまでも「桁数」で考える。

(決定価格)

$$(100,400+90,500) \div 2 = 95,450 \quad \Rightarrow \quad \boxed{95,450円} \text{ (有効桁 4 桁)}$$

② 桁数が3桁未満の掲載価格の取り扱いについて

大きいほうの有効桁が3桁未満の時は有効桁を3桁とするが、掲載価格が3桁未満の場合は、小数第1位を切り捨てて整数止めとする。

例)

建設物価	積算資料	決定額 (平均)
65 円	60 円	62 円

(決定価格)

$$(65+60) \div 2 = 62.5 \Rightarrow \boxed{62 \text{ 円}} \text{ (小数第1位切捨て)}$$

③ 小数以下が存在する掲載価格の取り扱いについて

物価資料掲載価格のうち、小数以下まで表示された価格については、掲載価格のうち、最小の数位を有効数位とし、1桁下位を切り捨てとする。

例 1)

建設物価	積算資料	決定額 (平均)
45.0 円	44.0 円	44.5 円

↑
小数1位が有効数位

(決定価格)

$$(45.0+44.0) \div 2 = 44.5 \Rightarrow \boxed{44.5 \text{ 円}}$$

例 2)

建設物価	積算資料	決定額 (平均)
65.2 円	65.9 円	65.5 円

(決定価格)

$$(65.2+65.9) \div 2 = 65.55 \Rightarrow \boxed{65.5 \text{ 円}} \text{ (小数第2位切捨て)}$$

↑
有効数位の1桁下位を切り捨て

3) 物価資料による資材単価の決定方法 (2)

1. 物価資料にメーカー名、製品名の記載がある場合の単価決定方法について

物価資料に、メーカーごと、製品ごとに掲載されている単価の決定方法については、次のとおりとする。

【手順1】 仕様を明確にする

使用する製品の指定事項となる、材質、規格、色、塗装、強度等の仕様を明確に定める。

【手順2】 仕様を満たす資材として、1つの資材が物価資料で該当する場合

「建設物価」、「積算資料」を確認し、両方に掲載があれば平均値を採用、1者掲載の場合はその価格を採用する。

※歩掛がメーカー歩掛の場合、本ケースでは価格を採用するメーカーの歩掛を採用する。

【手順3】 仕様を満たす資材として、2つ以上の資材が物価資料で該当する場合

物価資料掲載の資材単価(「建設物価」、「積算資料」の平均値)を比較し、経済性、地域性、汎用性等により判断し、1つの資材を採用する。

※歩掛がメーカー歩掛の場合、資材単価とそのメーカーの歩掛の合計額で比較し、資材及び歩掛を決定する。

例)

物価資料に A, B, C 資材の掲載があり、(手順3)のケースで、経済性により1つの資材を採用する場合
--

⇒仕様を確認の上、求める仕様を満たす資材のうち、最も安価な資材を採用する。

i) 資材単価のみの場合

A 9,990 円	B 9,200 円	C 9,010 円
--------------	--------------	--------------

- ・すべての資材が仕様を満たす場合
最も安価な **C** 資材を選定

ii) 資材単価 + 見積歩掛の場合

A	B	C
単価：9,990 円	単価：9,200 円	単価：9,010 円
<u>設置費：1,500 円</u>	<u>設置費：1,000 円</u>	<u>設置費：1,300 円</u>
合計 11,490 円	合計 10,200 円	合計 10,310 円

- すべての資材が仕様を満たす場合
最も安価な B 資材を選定

2. 物価資料にメーカー名の記載がある資材のサイズ違いを扱う場合

物価資料掲載のメーカー1 者から見積りを徴収し、また、類似品として物価資料に掲載のあるサイズについても併せて見積りを徴収し、その査定率を乗じて単価を決定するものとする。

例) フリューム W1000、H1000、L2000 の場合

⇒仕様を満たす資材として、「〇〇株式会社」の「△△フリューム」が物価資料に掲載されているが、掲載されている単価が上記のサイズ違いである場合。

i) 見積り徴収

「△△フリューム」のメーカー「〇〇株式会社」 1 者から見積りを徴収。

ii) 査定

併せて、物価資料に掲載のある規格品を類似品とし、類似品 3 製品以上の単価見積りも徴収。平均査定率を求め、査定率を乗じて単価を決定する。ただし、類似品がやむを得ず、2 製品以下となる場合も適用する。

(3) 見積りによる単価の決定方法

1) 見積りによる単価の決定方法

見積りによる単価については、3者以上から見積りを徴収し、異常値を除いた価格の平均値に、既知の類似品から算出した平均査定率を乗じて単価を決定する。ただし、見積りが2者又は1者しか徴収できない場合であっても同様に取り扱うこととする。

決定単価の有効桁は、各者の見積単価を比較し、大きいほうの有効桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きいほうの有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁（4桁目を切り捨て）とする。また、異常値を除いた価格の平均値に、平均査定率を乗じて算出した単価（査定無しの場合は、異常値を除いた価格の平均値）が百円未満の場合は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。

2) 査定率の決定方法

3者以上の業者から既知の類似品（注1）3製品以上の単価見積りを併せて徴収し、それぞれの査定率（注2）から平均査定率を算出する（注3）。

（注1）既知の類似品は、次のとおりとする。

1. 同資材のサイズ（規格）違い
2. 既知の類似品として採用する単価及び優先順位は、(1) 兵庫県土木工事積算単価表の単価、(2) 物価資料による単価、とする。それ以外の単価は既知の類似品としない。
3. やむを得ず、2者以下又は、2製品以下となる場合も適用する。

（例）物価資料に既知の類似品が2製品だけ掲載されている場合

（注2）査定率は、次のとおりとする。

1. 既知の単価値を、異常値排除した見積単価の平均値（端数処理後）で除した値とする。
2. 「異常値」とは、単価値が見積結果の全体母集団から著しく離れているものをいい、これを排除する。
3. 査定率及び平均査定率は、小数第3位を四捨五入し小数第2位止めとする。

（注3）

1. 既知の類似品が無い場合は、査定を行わない。
2. 特注品、特殊品の場合は、査定を行わない。
3. 部材（資材の一部）の場合は、査定を行わない。
4. この方法によることが著しく実勢取引価格と乖離している場合等については、別に決定するものとする。

3) 見積り単価の査定手順（計算例）

【手順1】 類似品及び見積品の異常値排除

見積価格の異常値を排除（異常値とは、単価値が見積り結果の全体母集団から著しく離れているものをいう。）

種別	名称	規格	単位	A社	B社	C社	最大有効桁
類似品1	名称〇〇〇〇	300×900×2000	本	35,300	35,500	35,400	3
類似品2		300×1000×2000	本	38,000	38,000	38,955	2
類似品3		300×1100×2000	本	46,450	46,200	46,380	4
見積品		300×1200×2000	本	54,500	54,540	54,530	4

上記の場合、類似品2 C社が異常値のため不採用。

【手順2】 類似品価格の決定（端数処理）

平均計算。端数処理は、大きい方の有効桁、3桁未満の時は、3桁（切捨）

種別	名称	規格	単位	単価	有効桁
類似品1	名称〇〇〇〇	300×900×2000	本	35,400	3
類似品2		300×1000×2000	本	38,000	3
類似品3		300×1100×2000	本	46,340	4

類似品2は、桁数が3桁未満なので、3桁とする。

【手順3】 見積品価格（査定前）の決定

見積品の端数処理は小数第1位切捨

種別	名称	規格	単位	単価	有効桁
見積品	名称〇〇〇〇	300×1200×2000	本	54,523	5

見積品は、通常行う有効桁3桁の端数処理をここでは行わない。

(1円単位まで算出 [小数第1位切捨])。

【手順4】 単位換算（必要がある場合のみ）

類似品の単位と、見積りの単位が違う場合、単位を換算する（類似品の単位にあわせる）。

端数処理は、1円単位（小数第1位切捨）とする。

種別	名称	規格	単位	1本当り単価	m当り単価
類似品1	名称〇〇〇〇	300×900×2000	m	35,400	17,700
類似品2		300×1000×2000	m	38,000	19,000
類似品3		300×1100×2000	m	46,340	23,170
見積品		300×1200×2000	m	54,523	27,261

【手順5】 査定率（小数第3位四捨五入）の算出

製品ごとに査定率を算出する。

種別	名称	規格	単位	m当り単価	県単価又は物価資料単価	査定率
類似品1	名称〇〇〇〇	300×900×2000	m	17,700	9,700	0.55
類似品2		300×1000×2000	m	19,000	11,600	0.61
類似品3		300×1100×2000	m	23,170	12,750	0.55

（類似品1の場合）

$$9,700 \div 17,700 = 0.548 \quad \Rightarrow \quad \boxed{0.55}$$

【手順6】 平均査定率（小数第3位四捨五入）の決定

$$(0.55 + 0.61 + 0.55) / 3 = 0.57 \quad \Rightarrow \quad \boxed{0.57}$$

【手順7】 積算単価の決定

手順7-1. 査定率を掛ける

名称〇〇〇〇 300×1200×2000 のm当り単価は、

$$27,261 \times 0.57 = 15,538.77 \text{円}$$

↑ ↑

手順4より 手順6より

手順7-2. 端数を調整する

見積り時の最大桁数4桁（手順1を参照）以下切捨

$$15,538.77 \Rightarrow \boxed{15,530 \text{円}}$$

4) 統一査定率について

土木資材のうち、使用頻度の高い以下の資材については統一査定率を定め、見積りにより単価を決定する場合の査定率に適用する。

統一査定率適用資材

資材名	適用範囲
自由勾配側溝	自由勾配側溝（門型側溝）本体のうち、縦断用、横断用、土留用に適用する。
鋼製グレーチング	鋼製グレーチングのうち、みぞ蓋、かさ上げ蓋、柵蓋、U字溝蓋に適用する。
ボックスカルバート	荷重条件 T-25、土被り設計条件 0.2～3.0メートルの仕様に適用する。短尺、斜切り製品にも適用する。

1. 統一査定率は毎年度4月に設定し、当該年度の工事に適用する。
2. 統一査定率の年度途中の変更は行なわない。ただし、大幅な物価変動等が生じた場合はこの限りではない。
3. 上表の資材で統一査定率を適用した場合は、参考資料に「見積りによる資材」として、査定の有無及び査定率を明示する。
4. 上表の適用範囲以外の規格品や特殊品等には適用しない。

(4) 特別調査による単価の決定方法

1) 特別調査によって単価を決定する場合の取り扱いについて

特別調査によって単価を決定する場合は、兵庫県積算基準の運用に準拠することとするが、本市の運用として以下のとおり特別調査の有無を判断する。

1. 1 工事における調達価格(材料単価×使用数量)が1,000万円以上、または、1 資材の材料単価が100万円以上の場合は、原則、特別調査によって決定するものとする。
2. 調達価格(材料単価×使用数量)が1,000万円以上、または、1 資材の材料単価が100万円以上の判断は、「(3) 見積りによる単価の決定方法」に従い算出した金額で判断する。
3. 同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で調達価格を判断する。ただし、兵庫県土木工事積算単価表、姫路市統一単価、物価資料に掲載のある資材は除いて判断する。
4. 特別調査により決定する単価については、査定は行わない。

(5) ボックスカルバート単価の決定方法

1) 定義

1. 標準品
標準寸法（定尺品）
2. 特殊加工品
短尺、斜切、人孔用孔、横孔、差筋、
マンホール部鉄筋コンクリート製補強板等
3. 特殊品
異形品、内圧をかけたもの、共同溝に使用するもの、
特殊配筋等や簡易可とう仕様のもの等

2) 決定方法

ボックスカルバート単価の決定方法は以下のとおりとする。

1. 標準品
 - i) 物価資料に掲載のあるもの
物価資料に掲載のあるものについては、これを採用する。
 - ii) 物価資料に掲載のないもの
見積価格（3者以上の平均）とし、査定率（注1）を乗じて単価を決定する。
（注1）：ボックスカルバートの統一査定率を適用。
2. 特殊加工品
次のとおり、別途見積りを徴収する。（3者以上の平均）
 - i) 短尺、斜切製品の場合
見積価格（3者以上の平均）とし、査定率（注1）を乗じて単価を決定する。
（注1）：ボックスカルバートの統一査定率を適用。
 - ii) 短尺、斜切製品以外の場合
 - ① 加工費（加算分）のみの見積りを徴収。
 - ② 査定は行わない。
 - ③ 決定した加工費を、ボックス本体（標準品、短尺・斜切製品、特殊品）の単価に加算する。
3. 特殊品
 - ① 見積価格とする（3者以上の平均）。
 - ② 類似品価格が存在しないため、査定は行わない。

3) 計算例

1. 標準品（物価資料にないもの）

RC ボックスカルバート B1000×H900×L2000

土被り条件 0.2～3.0m 連結金具含む

ボックスカルバートの統一査定率を0.77とした場合

【手順1】見積価格の平均値の算出

製品規格	単位	A社	B社	C社	異常値判定	平均値	査定率
B1000×H900 ×L2000	円/個	129,000	131,000	128,000	OK	129,333	0.77

【手順2】単価の決定

$$129,333 \times 0.77 = 99,586 \Rightarrow \boxed{99,500 \text{ 円/個}} \text{ (有効桁 3 桁)}$$

端数処理

2. 特殊加工品（短尺・斜切製品の場合）

RC ボックスカルバート B1000×H1000×L1800/1200 斜切

土被り条件 0.2～3.0m 連結金具含む

ボックスカルバートの統一査定率を0.77とした場合

【手順1】見積価格の平均値の算出

製品規格	単位	A社	B社	C社	異常値判定	平均値	査定率
B1000×H1000 ×L1800/1200	円/個	116,550	115,900	117,330	OK	116,593	0.77

【手順2】単価の決定

$$116,593 \times 0.77 = 89,776 \Rightarrow \boxed{89,776 \text{ 円/個}} \text{ (有効桁 5 桁)}$$

端数処理

3. 特殊加工品（加工費を加算する場合）

RC ボックスカルバート B1000×H900×L1500

土被り条件 0.2～3.0m 連結金具含む

側壁開口 1箇所 φ 600

ボックスカルバートの統一査定率を0.77とした場合

A) ボックスカルバート本体

【手順1】見積価格の平均値の算出

製品規格	単位	A社	B社	C社	異常値判定	平均値	査定率
B1000×H900 ×L1500	円/個	129,000	131,000	128,000	OK	129,333	0.77

【手順2】単価の決定

$$129,333 \times 0.77 = 99,586 \Rightarrow 99,500 \text{円/個} \quad (\text{有効桁3桁})$$

端数処理

B) 加工費（加算分）

【手順1】見積価格の平均値の算出

製品規格	単位	A社	B社	C社	異常値判定	平均値
φ600 削孔費	円/箇所	25,000	24,600	24,000	OK	24,533

【手順2】単価の決定

$$\text{加工費の場合、査定は無し。} \Rightarrow 24,500 \text{円/箇所} \quad (\text{有効桁3桁})$$

端数処理

対象のボックスカルバート単価

$$99,500 \text{円/個} + 24,500 \text{円/箇所} = 124,000 \text{円/個}$$

C) m当りに単位変換する場合

$$124,000 \text{円/個} \div 1.5\text{m} = 82,666 \text{円/m} \quad (\text{整数止め})$$

端数処理

4. 特殊品

RC ボックスカルバート B1000×H900×L2000

土被り 0m仕様 連結金具含む

【手順1】見積価格の平均値の算出

製品規格	単位	A社	B社	C社	異常値判定	平均値
B1000×H900×L2000	円/個	135,000	132,000	133,000	OK	133,333

【手順2】単価の決定

特殊品の場合、査定は無し。 ⇒ 133,000円/個 (有効桁3桁)

端数処理

(6) 姫路市統一単価の決定方法

1) 趣旨

兵庫県土木工事積算単価表に記載のない資材で、庁内で共通して使用する資材や使用する頻度の高い資材等を姫路市統一単価として定める。

2) 単価決定方法

物価資料、見積り等により単価を決定する。

3) 統一単価品目について

1. 適用条件

- i) 本単価は、姫路市が発注する土木工事に適用する。
- ii) 価格には消費税及び地方消費税を含まない。
- iii) 物価資料から算出した単価については、毎月更新する。
- iv) 見積りによる単価については、年度途中の更新は行わない。また、査定率についても、単価決定時点での査定率を適用し、年度途中の変更は行わない。ただし、大幅な物価変動等により、見積り及び査定率を見直す必要が生じた場合は、この限りでない。

2. 統一単価品目

統一単価品目は、別添、「姫路市統一単価品目一覧」のとおりとする。

4) 姫路市統一単価の公表について

姫路市統一単価については、積算の透明性を確保するため、単価値を公表する。ただし、物価資料から算出した単価については非公表とする。

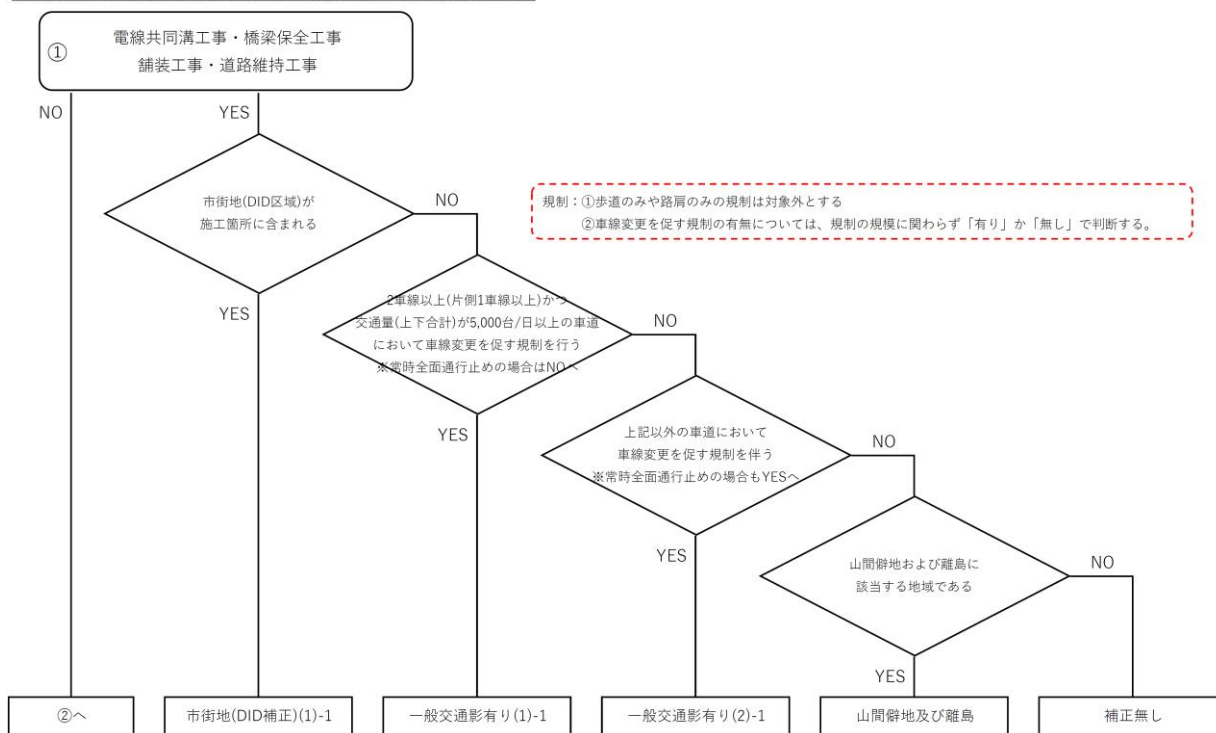
第3章 工事費の積算

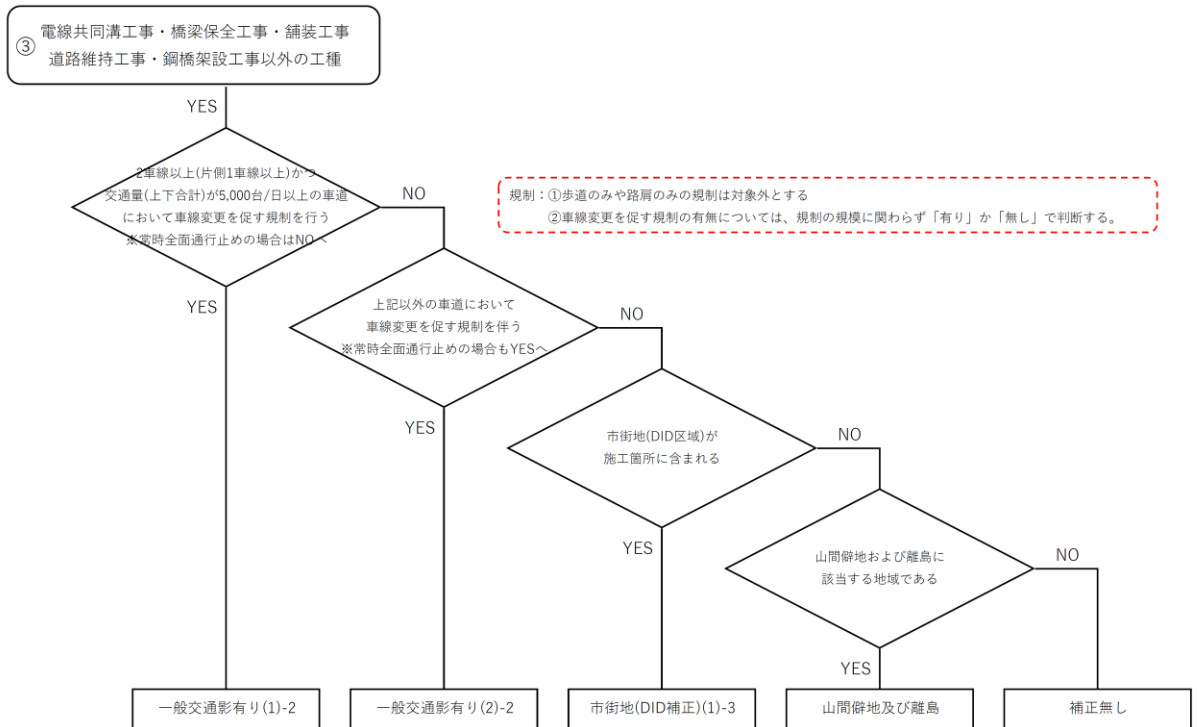
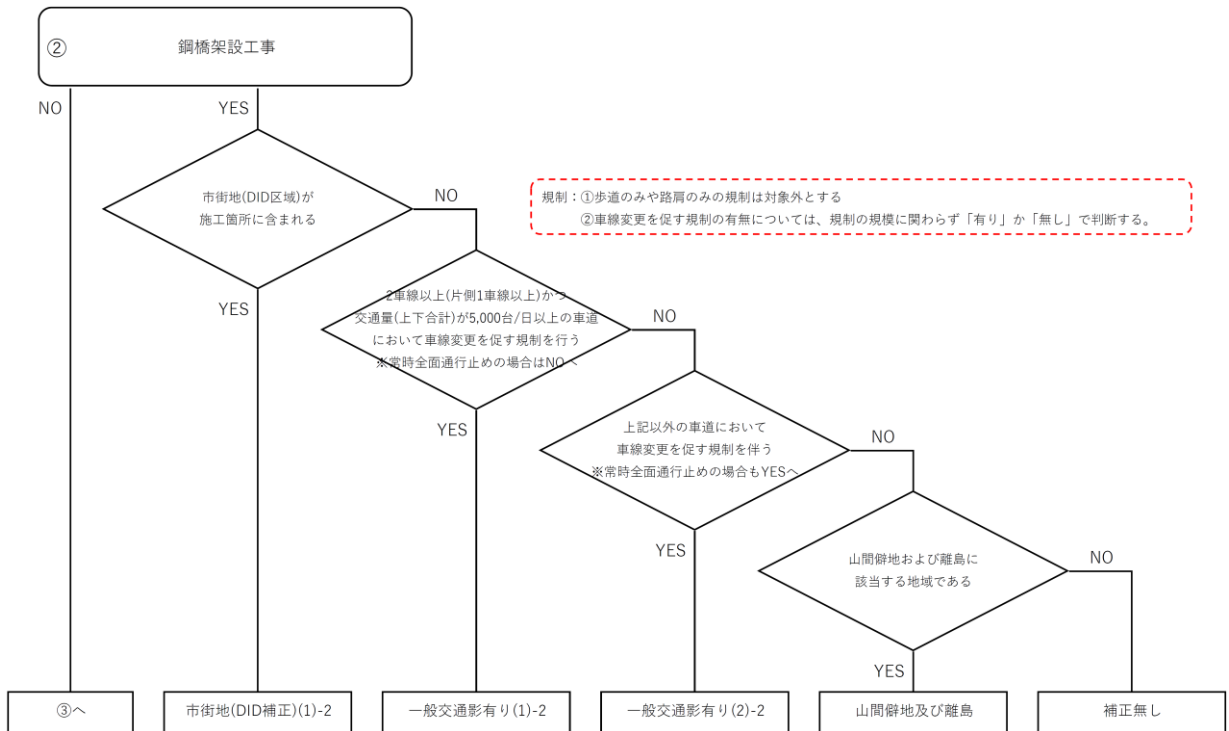
1. 間接工事費

(1) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分について

共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は、土木工事標準積算基準書に基づき、以下のフローに従い選定する。

共通仮設費率、現場管理費率の補正に係る施工地域区分の選定フロー図





(2) 共通仮設費（運搬費）における地区割増料について

質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬について、姫路市は運輸局公示「一般貨物運送事業の貸切り運賃」による地区割増料の対象地域に該当しないため、地区割増料は計上しない。

(3) 共通仮設費（運搬費）における運搬距離について

1) 仮設材及び建設機械器具の運搬距離

共通仮設費（運搬費）で積上げ計上する仮設材、建設機械等の運搬距離は、姫路市役所本庁舎の所在地から現場までとする。

※なお、上記により難しい場合は別途考慮することとし、この場合の運搬距離は、建設機械の所在する市役所又は町役場の所在地から現場までとする。

2) 路面切削機の運搬距離

路面切削機の運搬距離は加東市役所本庁舎の所在地から現場までとする。

(4) 列車見張員について

列車見張員については、共通仮設費（安全費）で積上げ計上する。

【基準書第 I 編 第 2 章 ② 2-5 共通仮設費（安全費）で積上げ計上する項目】

①鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用

2. 現場発生品及び支給品運搬

(1) 現場発生品・支給品運搬における平均積載質量について

現場発生品・支給品運搬の「1 回当たり平均積載質量」については実数量 (kg) で判断する。

例) 現場発生品 511kg/個を運搬する場合 → 0.5t 超 0.8t 以下

3. 数値基準

(1) 基面整正の数値基準について

基面整正の数値基準は以下のとおりとする。

基面整正の数値基準

細別	設計表示単位	数位	備考
基面整正	m ²	10	

(2) 舗装版破碎の数値基準について

舗装版破碎の数値基準は以下のとおりとする。

舗装版破碎の数値基準

細別	設計表示単位	数位	備考
舗装版破碎	m ²	10	1,000m ² 未満の場合は 1m ²

(3) ボックスカルバートの数値基準について

ボックスカルバートの数値基準は以下のとおりとする。

ボックスカルバートの数値基準

細別	設計表示単位	数位	備考
ボックスカルバート	m	0.1	

(4) スクラップ控除の数値基準について

スクラップ控除の数値基準は以下のとおりとする。

スクラップ控除の数値基準

細別	設計表示単位	数位	備考
スクラップ控除	t	0.1	

※「旧橋撤去工の桁材撤去」など、基準書 第 I 編 第 5 章 ①数値基準に明記されているものに関するスクラップ控除の設計表示数位については、数値基準の設計表示数位に準拠する。

(5) 人力積込による殻運搬の数値基準について

人力積込による殻運搬が生じる場合は、兵庫県「積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）」のとおり土砂等運搬を準用し、数値基準については以下のとおりとする。

人力積込による殻運搬の数値基準

細別	設計表示単位	数位	備考
人力積込による殻運搬	m ³	1	土砂等運搬を準用

第4章 条件明示

1. 積算条件の明示

(1) 単価適用地区が「家島地区」の場合について

単価適用地区が「家島地区」の場合は、適用地区を参考資料に明示する。

(2) 単価に係る採用根拠等の明示について

1) 採用根拠の明示について

見積り又は特別調査により単価を決定した場合は、別に定めがある場合を除き、以下の内容を参考資料に明示する。

【参考資料に明示する内容】

1. 見積りにより単価を決定した資材、損料、賃料、加工費、人件費等の項目名、規格、査定の有無、査定率
2. 特別調査により単価を決定した資材、損料、賃料、加工費、人件費等の項目名、規格

2) 特別調査による単価値の明示について

1)のうち、特別調査により単価を決定した場合は、単価値を参考資料に明示する。

例) 参考資料への記載例

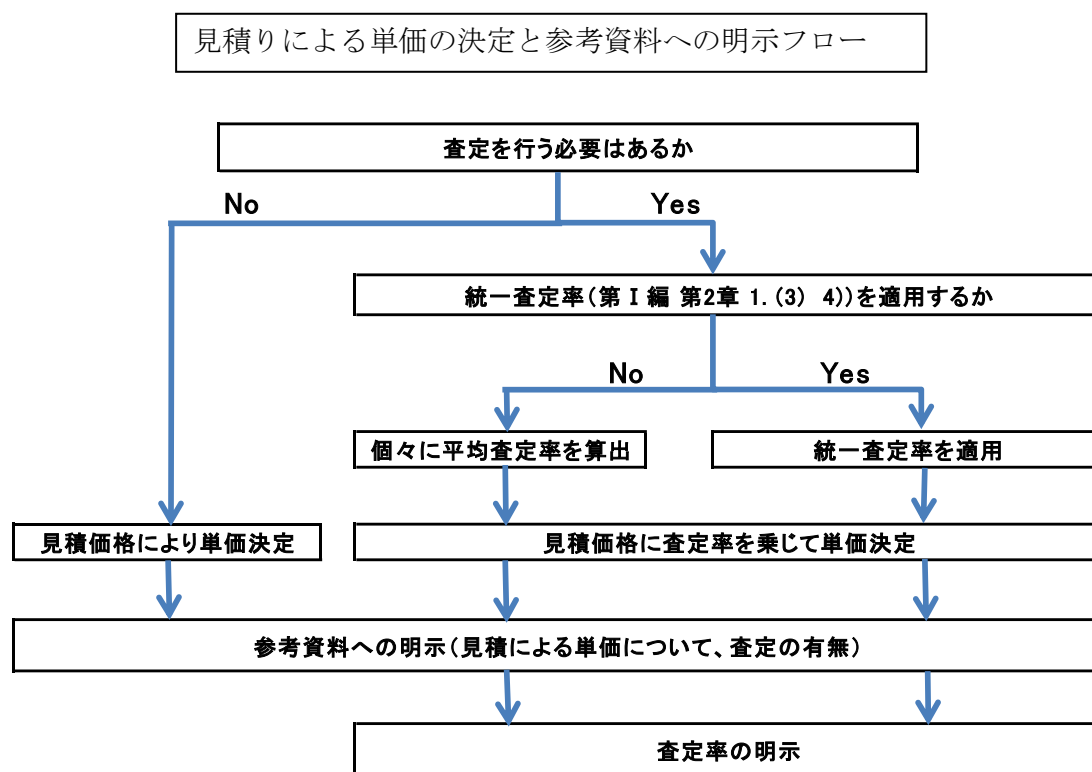
(特別調査による単価について)

以下の項目については、特別調査により単価を決定し、下記の条件で積算しています。

資材名	規格 1	規格 2	単位	単価(円)
ボックスカルバート	3500×1500 ×1800		個	1,234,000
片開きくぐり門扉	H3000	色：グレーベージュ	基	1,560,000

単位と単価を明示

※その他上記により難しい場合は別途検討する。



なお、以下の場合、参考資料への単価採用根拠の明示は行わない。

1. 兵庫県土木工事積算単価表の単価
2. 姫路市統一単価
3. 物価資料による単価

(3) 特定の資材単価を採用する場合の明示方法

資材の中には、同じカテゴリーでも特色や仕様に差異が見られ、平均的に扱えないものや、物価資料にメーカーごとに価格が掲載され、平均値を採用し難い場合がある。そうした場合の明示方法は以下のとおりとする。

1) 「同等品以上」とする場合（平均ではなく、1製品の単価を採用するケース）

参考資料に製品名等を明記し、「他の製品の使用を妨げるものではありません」の注記を記載する。

【設計図書への明記方法】

図面：「同等品以上」の注記

特記仕様書：求める製品の仕様（同等品の基準となる）

例 1) 参考資料への記載例①
(同等品以上とする場合)

(使用材料について)

以下の資材については、次の製品により積算しています。なお、工事施工に際してメーカー等を指定するものではなく、他の製品の使用を妨げるものではありません。

資材名	メーカー	製品名	規格・型番等
車止め-1	××(株)	〇〇バリカー	□□ - 〇〇 φ115×H850 固定式 プラスチックゴム製

※メーカー等固有の製品を図示した場合は、その図面に「参考図」と記載すること。

※設計図書にメーカー名や固有の型番等を明示する場合は「同等品以上」の記載をする。

例2) 参考資料への記載例②

(「同等品以上」とする場合と見積りによる項目を併記する場合)

(使用材料について)

特定メーカーの資材を積算に適用しているが、その製品を指定するものではない旨を明示

以下の資材については、次の製品により積算しています。なお、工事施工に際してメーカー等を指定するものではなく、他の製品の使用を妨げるものではありません。

資材名	メーカー	製品名	規格・型番等	
メッシュフェンス	◇◇(株)	□□フェンス	H1200	物価資料等
車止め-1	××(株)	○○バリカー	□□ - ○○ φ115×H850 固定式 プラスチックゴム製	物価資料等
プレキャスト水路	○○(株)	△△フリューム	B1700×H1200×L1600	見積り

(見積りによる単価について)

見積りにより単価を決定した項目について明示

以下の項目については、見積りにより単価を決定しています。

資材名	規格 1	規格 2	査定の有無 査定率	
プレキャスト水路	△△フリューム	B1700×H1200×L1600	査定有り 査定率：0.81	見積り

※同一資材でも参考資料へ明示する趣旨が異なる場合は、両方の項目に明示を行う。

例 3) 特記仕様書への記載例

(「同等品以上」の基準となる仕様を明示する場合)

第〇〇条 製品仕様

以下の資材については、次の仕様を満たすものとする。

資材名	仕様	備考
プレキャスト水路	1) 内空断面 ① 幅 1,700mm ② 高さ 1,200mm 2) 側載荷重 10 k N/m ²	

2) 「製品指定」の場合

やむを得ず製品を指定する場合は、以下のとおりとする。

1. 設計図書（特記仕様書、図面）に指定製品として製品名を明記する。
2. 指定のため、「参考図」や「同等品以上」の記載は行わない。

例) 特記仕様書への記載例（製品を指定する場合）

第〇〇条 使用製品

本工事において、以下の製品を使用するものとする。

資材名	メーカー	規格・型番
プレキャスト水路	〇〇(株)	△△フリーム B1700×H1200×L1600

(4) 歩掛の参考資料への明示方法について

見積歩掛や協会歩掛等、標準歩掛以外の歩掛については、歩掛数量等を参考資料に明示する。

例)

(歩掛)

〇〇設置工 (H=1000)

(10本当り)

名称・規格など	数量	単位	備考	
			率対象	
土木一般世話役	1.50	人	①②	
特殊作業員	0.90	人	①②	
普通作業員	3.00	人	①②	
△△運転費 (4t積2.9t吊)	0.15	日	②	単価表 (a)
雑材料費①	63	%		
諸雑費②	13	%		

【摘要】

- (1) 雑材料費は、〇〇を設置するために必要な敷モルタル、目地モルタル等の費用であり、労務費の合計金額に上表の率を乗じた金額とする。
- (2) 諸雑費は、〇〇を設置するために必要なレバーブロック・油圧ジャッキ (ポンプを含む) 等の補助機械の費用であり、労務費、運転経費の合計金額に上表の率を乗じた金額とする。

単価表 (a)

△△運転費 (4t積2.9t吊)

(1日当り)

名称・規格など	数量	単位	備考	
			率対象	
特殊運転手	1.50	人	①	
軽油	60.00	ℓ		
△△ (損料) 4t積2.9t吊	0.15	時間		運転1時間当たり換算値損料 (13) 欄
諸雑費①	5	%		

適用した損料の項目名を明示

【摘要】

諸雑費は、□□等に要する費用であり、労務費の合計金額に上表の率を乗じた金額とする。

- ※運転歩掛 (子施工単価表) も明示する。また、賃料・損料の別も明示する。
- ※建設機械等損料については、適用損料の項目名も明示する。ただし、損料が見積りの場合は対象外とし、その場合は見積りによる単価として、損料の規格、査定の有無、査定率を参考資料に別途明示する。
- ※(13) 欄や(15) 欄等の記載が無い推進工事用機械器具等損料参考資料等は、「運転1時間当たり換算値損料」など項目欄の名称のみを記載する。

2. その他

(1) 「建設副産物の処理ならびに受入価格」(兵庫県)に処理費が未掲載の場合の取扱い

兵庫県県土整備部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に未登録の廃棄物の処理費を見積りにより決定した場合については、特記仕様書に積算参考条件として、以下の内容を明示することとする。

1. 明示する内容

諸条件、処理費（t 当り、m³ 当りなど）を記載

※処理費については、見積依頼先に公表する旨を伝え、了承を得たうえで明示する。

※施設の選定に当たっては、経済比較を行う。

例) 特記仕様書への記載例

2) 再資源化等を行う施設の名称及び所在地

品目	施設の名称	所在地	受入等諸条件	その他
○○○○ ○○ コンクリート殻 など	△△(株)	姫路市□□	諸条件、処理費（t 当り、m ³ 当りなど）を記載する	監督員の指示による。

上表については、積算条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。請負者は、土木工事共通仕様書に基づき施工計画を策定するにあたり、搬出先施設を選定し、監督員に提出しなければならない。なお、請負者の選定した施設が積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が受け入れ困難な状況にある場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、品目に関して現場条件と異なる場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第Ⅱ編 共通編

第1章 土工

1. 土量変化率

(1) 砕石の土量変化率について

埋戻しにおける砕石（切込砕石、再生切込砕石、粒調砕石）の変化率 C は 0.95 とし、 $1/C$ を 1.05 とする。なお、単価表における単位数量は「10m³ 当り 10.5 m³」を使用する。

(2) 購入土の土量変化率について

購入土(CBR 指定)、購入土(無規格)の変化率 C は 0.90 とし、 $1/C$ を 1.11 とする。

2. 土 工

(1) 小規模土工の取り扱いについて

1) 土工における「小規模」の取り扱いについて

土工における「小規模」の判断について、1箇所当りの施工土量「100m³ 以下」及び「50m³ 以下」は、設計計上数量で判断する。

例) 数量計算書 109m³ → 設計計上数量 100m³・・・小規模(標準)
数量計算書 59m³ → 設計計上数量 50m³・・・小規模(標準以外)

2) 作業土工における「小規模土工」の定義について

作業土工における「小規模」の判断について、「1箇所当りの施工土量が 100m³ 程度まで・・・。」は、「1箇所当りの施工土量が設計計上数量で 100m³ 以下の場合」として判断する。

例) 数量計算書 109m³ → 設計計上数量 100m³ (小規模土工)
数量計算書 110m³ → 設計計上数量 110m³ (通常の土工)

(2) 障害の有無について

土工及び作業土工における「障害の有無」について、「作業障害が多い」には、次の場合も含むものとする。

1. 現道上の工事にあつて、車線規制等により連続作業ができない場合
例) 2車線道路部の掘削で、1車線分の施工を完了させた後でないと次の車線部の作業ができない場合
2. 既設埋設物の影響を受けながら作業を行う場合

(3) 掘削土と床掘土の処分数量等の計上方法について

掘削と床掘りは、指定事項と任意事項に区分される。そのため、掘削土と床掘土の処分土量は合計せず、それぞれで積上げ計上する。

種別	工種	指定・任意の別	数量の変更時
掘削	土工	指定	設計変更の対象となる
床掘り	作業土工	任意	原則設計変更の対象としない

(4) 処分先の決定方法について

1. 残土の搬出先は、1工事あたり1箇所を選定する。
2. その他建設廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻等）についても1工事あたり1箇所を選定する。
3. 合併発注工事の場合も搬出先を統一する。

例) 残土の場合

掘削工			
土砂等運搬			
土砂等運搬；(標準) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ；DID区間->有り L=〇〇km	120	m3	
作業土工			
土砂等運搬			
土砂等運搬；(小規模) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ；DID区間->有り L=〇〇m	10	m3	

搬出先の検討（経済比較）

〔 処分地 A：運搬距離 5 km、処分費 1500 円/ t
 処分地 B：運搬距離 10 km、処分費 500 円/ t 〕

	数量	処分地 A	処分地 B
土砂等運搬；(標準) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ；DID 区間->有り L=〇〇km	120m ³	250,000 円	270,000 円
		DID 区間->有り L=5 km	DID 区間->無 L=10 km
土砂等運搬；(小規模) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ；DID 区間->有り L=〇〇m	10m ³	21,000 円	23,000 円
		DID 区間->有り L=5 km	DID 区間->無 L=10 km
処分費（掘削【指定】分）	120m ³	324,000 円	108,000 円
処分費（床掘【任意】分）	10m ³	27,000 円	9,000 円
計		622,000 円	410,000 円
判定			○

残土処分地として、「処分地 B」を選択する

- ※1 処分先の比較は、土砂、コンクリート殻などの種類ごとに行う。
- ※2 同一種類で処分先を 1 箇所選定する。ただし、同一種類でも規格が複数ある（レキ質土、粘性土等）場合は、それぞれで処分先を選定する。

例) 特記仕様書への記載方法

品目	施設の名称	受け入れ条件	その他
土砂 (レキ質土)	〇〇(株)	当該施設の受け入れ条件による	監督員の指示による

- ※1 土質（レキ質土、砂質土、粘性土等）を記載する。
- ※2 運搬距離は記載しない。（見積参考図書に明示される）

(5) コンクリート殻、アスファルト殻の積込みの適用について

仮置きされたコンクリート殻、アスファルト殻をダンプトラック等に積込む場合の積込み費用については、以下の基準を適用することとする。

1) 人力積込みの場合

基準書 第Ⅱ編 第1章 ② ②-1 土工、「人力積込」を適用する。

※アスファルト塊、コンクリート塊の条件区分あり。

2) 機械積込みの場合

基準書 第Ⅱ編 第1章 ② ②-1 土工、「積込（ルーズ）」を適用する。

※条件区分：「岩塊・玉石」を適用する。

3) 数値基準について

「構造物撤去工一般運搬」を適用する。

殻積込の数値基準

細別	設計表示単位	數位	備考
コンクリート殻、アスファルト殻の積込み	m3	1	

※基準書 第Ⅱ編 第2章 ⑭ 構造物とりこわし工「積込（コンクリート殻）」は、「コンクリートはつりにより生じた破砕片の積込」について適用となるため、取り壊しにより発生したコンクリート殻の積込みには適用しない。

第2章 共通工

1. 場所打擁壁工

基準書 第Ⅱ編 第2章 ⑤ ⑤-1 場所打擁壁工(1)による適用範囲は次のとおり。

(小型擁壁、重力式擁壁の適用範囲)

①小型擁壁

擁壁平均高さ：0.5m以上1.0m以下

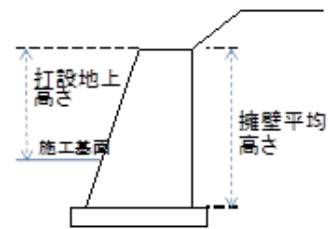
打設地上高さが施工基面より上の場合：打設地上高さ0m以上2.5m以下、且つ水平打設距離4.5m以下

打設地上高さが施工基面より下の場合：打設地上高さ-7.0m以上0m未満、且つ水平打設距離3.5m以下

②重力式擁壁

擁壁平均高さ：1.0mを超え5.0m以下

擁壁平均高さは、擁壁の前面勾配或いは背面勾配、天端幅、擁壁種類が同一の構造形式のブロックにて判断する



(1) 擁壁平均高さについて

擁壁高さが変化する場合のブロック及び擁壁平均高さの考え方については、以下のとおりとする。

1) ブロックの定義

ブロックは、場所打擁壁工(1)の適用において区分される延長方向の単位とする。ただし、目地材による区切りは考慮しないこととする。

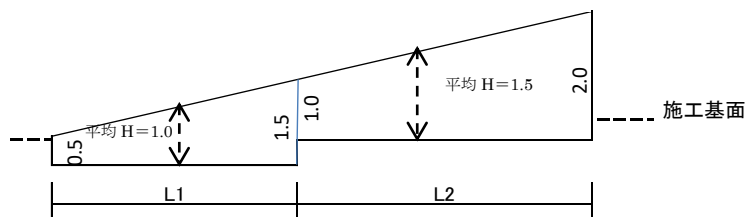
2) 擁壁高さが変化する場合のブロック及び擁壁平均高さの考え方

1. 構造物が連続していない場合

擁壁種類が同一の構造形式であるが、連続していない場合は別ブロックとし、それぞれのブロックで擁壁平均高さを算出する。

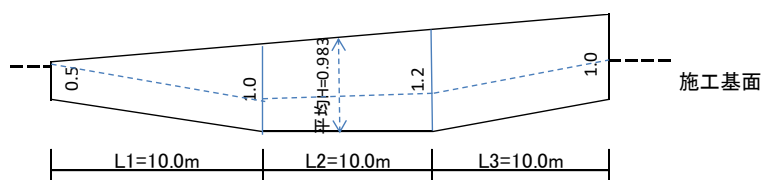
2. 擁壁底面が異なる場合

i) 擁壁底面に段差がある場合



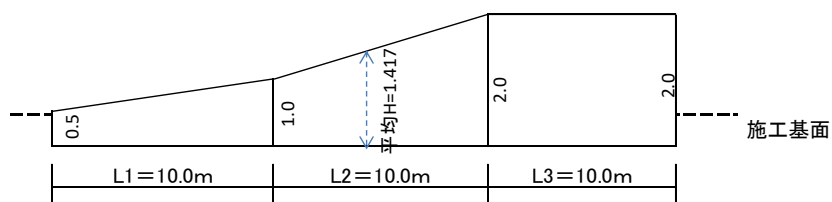
- L1、L2 を別ブロックとし、それぞれのブロックで擁壁平均高さを算出する。

ii) 擁壁底面が水平ではなく、勾配がある場合



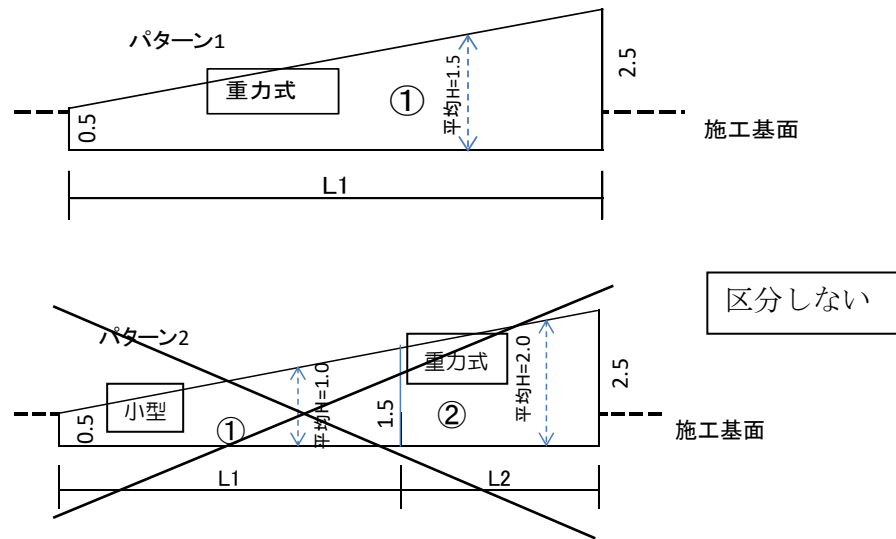
- 同一ブロックとし、擁壁平均高さを算出

3. 天端勾配が異なる場合



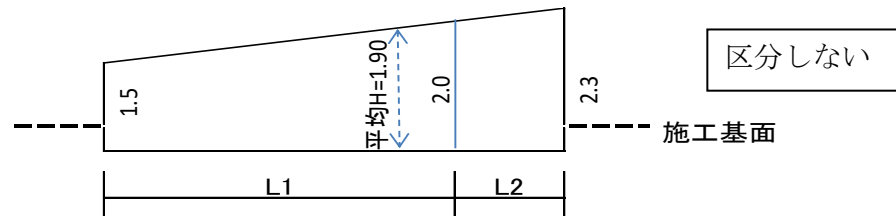
- 同一ブロックとし、擁壁平均高さを算出

4. 「擁壁平均高さ=1m」を境とした「小型」と「重力式」の区分



・L1 と L2 で区分せず、同一のブロックとし、擁壁平均高さを算出する。

5. 重力式擁壁の平均高さ (H=2mを境としたブロックの区分)



・L1 と L2 で区分せず、同一のブロックとし、擁壁平均高さを算出する。

※現場状況によりこれらの適用により難しい場合は別途考慮する。

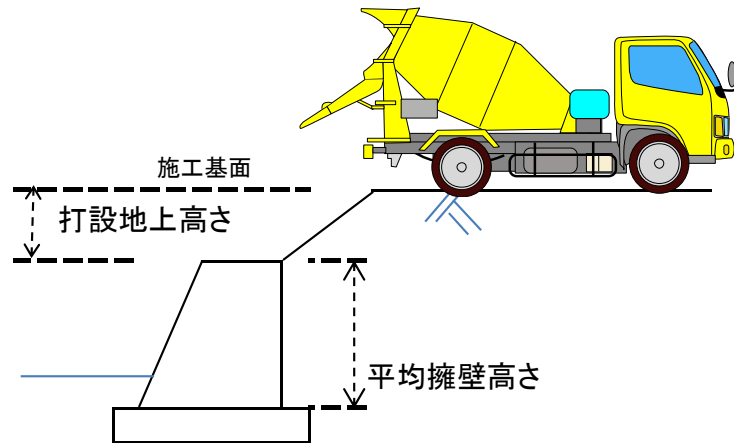
例) 前・背面勾配、天端幅は一定であるが、特定の区間だけ天端勾配が極端に変化し、同一ブロック (同一平均高さ) とすることが妥当でない判断される場合など

(2) 打設地上高さについて

1) 打設地上高さの考え方

1. 打設位置が擁壁天端より上部となる場合の「打設地上高さ」の考え方について

打設位置を施工基面とし、擁壁天端までの高さを打設地上高さとする。



2. 排水構造物工

(1) 暗渠排水管及びフィルター材の適用について

道路工事又は公園工事等において、硬質塩化ビニル管又はポリエチレン管等による排水構造物を敷設する場合は、基準書 第Ⅱ編 第2章 ⑩ ⑩-1 排水構造物工「暗渠排水管」及び「フィルター材」を適用する。

(2) 「プレキャスト集水枳」における蓋版の設置手間について

蓋版を伴うプレキャスト集水枳について、基準書 第Ⅱ編 第2章 ⑩ ⑩-1 排水構造物工「プレキャスト集水枳」を適用する場合、「蓋版の有無にかかわらず適用出来る」ため、蓋版の設置手間は計上しない。

(3) グレーチングの明示について

1) 規格の明示について

図面、見積参考図書等に明示するグレーチングの規格は次のとおりとする。

種類	規格
溝蓋	耐荷重、サイズ（溝幅、標準長（L=500 など））、タイプ（ボルト固定、歩/車の別、横断溝/側溝の別）、受枳の有無、普通目/細目の別、すべり止めの有無、騒音防止ゴムの有無
かさ上げ	耐荷重、サイズ（溝幅、標準長（L=500 など））、タイプ（J I S/国交省/一般）、普通目/細目の別、すべり止めの有無、騒音防止ゴムの有無
U字溝用	耐荷重、サイズ（溝幅、標準長（L=1000 など））、歩/車の別、普通目/細目の別、すべり止めの有無、騒音防止ゴムの有無
枳蓋	耐荷重、サイズ（枳穴寸法）、タイプ（ボルト固定、110° 開閉式、落込み鎖付など）、受枳の有無、普通/細目の別、すべり止めの有無、騒音防止ゴムの有無

※上表の他、必要に応じて規格を追加する。

例) 見積参考図書への記載例

鋼製グレーチング 細目 枳蓋 (T-25) 枳穴 600×600 用、ボルト固定 ゴム付 すべり止め 受枳含む	10	組
---	----	---

2) グレーチングサイズについて

グレーチングの製品寸法はメーカーにより異なるため、見積参考図書には、製品寸法は明示せず、溝幅、柵穴寸法等の規格値を明示する。ただし、兵庫県土木工事積算単価表掲載の単価等で製品寸法が明示されている場合は、名称を変更しない。

また、やむを得ず図面に製品寸法を記載した場合は、必ず参考値である旨の注釈を記載する。

例)

※製品のサイズについては参考値であり、メーカーにより異なります。

3) 単位について

グレーチングの単位は以下のとおりとする。

- ・受枠を含む場合・・・・・・組
- ・受枠を含まない場合・・・・枚

(4) プレキャストマンホールの適用について

1) 「プレキャストマンホール」における基礎砕石の適用について

基準書 第Ⅱ編 第2章 ⑩ ⑩-1 排水構造物工「プレキャストマンホール」を適用する場合の基礎砕石の適用は次のとおりとする。

【基礎砕石有りとする場合】

1. 円形断面の場合、基礎砕石費用は施工パッケージに含まれる。
2. 円形断面以外の場合は、基礎砕石費用を別途計上しなければならない。
例) プレキャストハンドホール（角形）など

(5) 現場打側溝蓋について

現場打側溝蓋における、埋設型枠、目地材の仕様については、以下を標準とする。

1) 埋設型枠

1. 埋設鋼板型枠を標準とする。
2. 幅広水路や蓋形状などの規格が合わない場合、又は現場状況によりこれにより難しい場合は別途検討する。

2) 目地材

1. 瀝青繊維質目地材を標準とする。
2. 図面に表記する名称も「瀝青繊維質目地材」にする。
3. 現場状況によりこれにより難しい場合は別途検討する。

(6) 「現場打ち集水枠・街渠枠（本体）」の適用について

1) 既設構造物を枠の側壁の一部とする場合について

擁壁や水路などの既設構造物を枠の側壁の一部として施工する場合は、基準書第Ⅱ編 第2章 ⑩ ⑩-4 排水構造物工「現場打ち集水枠・街渠枠（本体）」は適用しない。

別途、型枠工、コンクリート工、鉄筋工（差筋）等を積上げ計上する。

第3章 コンクリート工

1. コンクリート工

(1) コンクリート工の打設区分について

間詰めコンクリート及び土間コンクリートにおけるコンクリート工の打設区分及び型枠工の適用区分は以下のとおりとする。

コンクリート工の打設区分及び型枠工の適用区分

工種	コンクリート工打設区分	型枠工適用区分	摘要
間詰め コンクリート	小型構造物	小型構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート断面積が1m² を超える場合は、現場状況により別途検討 ・型枠の有無は現場状況により判断
土間 コンクリート	小型構造物	小型構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所当りのコンクリート量が1m³ を超える場合は現場状況により別途検討 ・型枠の有無は現場状況により判断

(2) 張りコンクリートについて

基準書 第Ⅱ編 第4章 ④ 張りコンクリート工と同様の目的で施工する場合で、厚み等が適用範囲から外れるものにおけるコンクリート工の打設区分及び型枠工の適用区分は以下のとおりとする。

1. 「コンクリート工打設区分」・・・・・・小型構造物
2. 「型枠工適用区分」・・・・・・小型構造物

(3) 生コンクリートの小運搬について

生コンクリートの小運搬については、以下の基準を適用することとする。

1) 幅員 0.5m 以上 2.5m 未満且つ運搬距離 100m 以下の場合

基準書 第Ⅱ編 第1章 ④ 人力運搬工「人力運搬（運搬～取卸し）」を適用する。

- ※1 歩掛に現場内小運搬が含まれる場合は、生コンクリート小運搬の実距離からその距離を控除するものとする。
- ※2 小運搬についても材料ロスを考慮する。

第4章 仮設工

1. 仮設材について

(1) 工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼等）のスクラップ長について

スクラップ長については、「建設物価」及び「積算資料」に掲載されている値の平均とする。

(2) 工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の運搬費等の計上について

1) 賃料として計上する場合

共通仮設費で「仮設材の運搬」「仮設材の積み込み・取卸し費」を積上げ計上する。

2) 購入として計上する場合

荷卸し費用が必要な場合は、直接工事費で「荷卸費」を積上げ計上する。

(3) 工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の考え方について

工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上について、次の条件区分における積算方法を以下のとおり取り扱うこととする。なお、以下により難しい場合は別途考慮する。

1) 当初より撤去しない場合

【中古品の場合】

- ・ 市中価格を計上する。

購入価格（市中価格（新品）×90%）×質量

※ 90%とは、新品価格に対する中古品割合。

※ 運搬費は計上しない。

【新品の場合】

- ・ 市中価格を計上する。

購入価格（市中価格（新品））×質量

※ 運搬費は計上しない。

2) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本ものが全て撤去できなくなった場合

【中古品の場合】

- ・ 事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。

（事象発生時点までの賃料＋（不足分弁償金に係る市中価格（中古））
×質量

※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。

【新品の場合】

- ・ 事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。

（事象発生時点までの賃料＋（不足分弁償金に係る市中価格（新品））
×質量

※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。

3) 当初より、現地の状況で1本ものうち、一部を撤去しない場合

【中古品の場合】

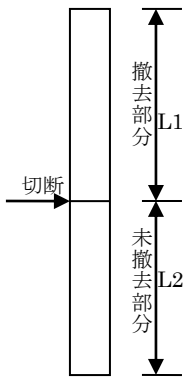
	撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費) × 質量 ※ 基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市中価格を計上する。 (購入価格 (市中価格 (新品)) × 80%) × 質量 ※ 80%には、新品価格に対する中古価格割合及び残存価値 (スクラップ控除等) を含む。 ※ 運搬費及びスクラップ控除は計上しない。
	未撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格 (中古)) × 質量 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市中価格を計上する。 (購入価格 (市中価格 (新品)) × 90%) × 質量 ※ 90%とは、新品価格に対する中古価格割合。 ※ 運搬費は計上しない。

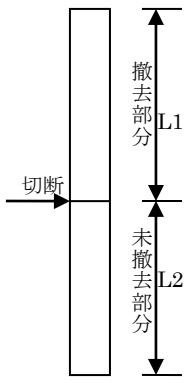
【新品の場合】

	撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費) × 質量 ※ 基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市中価格を計上する。 (購入価格 (市中価格 (新品)) × 90%) × 質量 ※ 90%には、残存価値 (スクラップ控除等) を含む。 ※ 運搬費及びスクラップ控除は計上しない
	未撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格 (新品)) × 質量 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市中価格を計上する。 (購入価格 (市中価格 (新品)) × 質量 ※ 運搬費は計上しない。

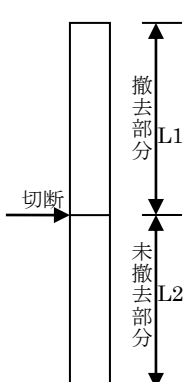
4) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本ものうち、一部が撤去できなくなつた場合

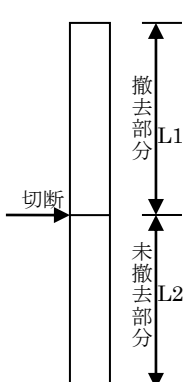
【中古品の場合】



	撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費)×質量 ※ 基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(中古))×90%)×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。
	未撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格(中古))×質量 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(中古))×質量 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。

【新品の場合】



	撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費)×質量 ※ 基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(新品))×90%)×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。
	未撤去部分	L1 がスクラップ長以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格(新品))×質量 ※基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
		L1 がスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(新品))×質量 ※基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。

5) 当初は切断せず撤去するものとしていたが、現地の状況により切断を行い撤去し

た場合

【中古品の場合】

	スクラップ長以上のL1又はL2の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費)×質量 ※基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。
	L1又はL2のどちらかがスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格(中古))×90%×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。
	L1、L2共にスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(中古))×90%)×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。

【新品の場合】

	スクラップ長以上のL1又はL2の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料を計上する。 (賃料+修理費及び損耗費)×質量 ※基地との往復の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する
	L1又はL2のどちらかがスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不足分弁償金を計上する。 (不足分弁償金に係る市中価格(新品))×90%×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。
	L1、L2共にスクラップ長未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。 (事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金に係る市中価格(新品))×90%)×質量 ※ 90%には、残存価値(スクラップ控除等)を含む。 ※ 基地からの片道の運搬費及び積込み・取卸し費を計上する。 ※ スクラップ控除は計上しない。

6) 当初より切断をせず撤去する場合

- ・ 賃料を計上する。

(賃料+修理費及び損耗費) × 質量

※基地との往復の運搬費及び積み込み・取卸し費を計上する。

(4) 見積参考図書への明示について

工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）で、市中価格または不足分弁償金を計上する場合は、次の条件を明示すること。

- ・ 中古品／新品の別
- ・ 一部撤去部分／未撤去部分の別
- ・ 一部撤去部分がスクラップ長未満の場合は、「スクラップ長未満」の明示

例)

H形鋼 (SS400) 300×300×10×15 mm 中古品、未撤去部分	10.0	t	
H形鋼 (SS400) 300×300×10×15 mm 中古品、一部撤去部分、スクラップ長未満	5.0	t	

2. 安全費について

(1) 交通誘導警備員の取り扱いについて

1) 交通誘導について

休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

2) 特記仕様書の明示について

同一工事であっても、施工箇所や作業内容によって休憩、休息時間の交通誘導の有無が異なるケースもある。そのため、交代要員を計上する場合は、特記仕様書に以下の記載をする。

特記仕様書への記載例（交代要員を計上した場合）

(交通誘導員について)

本工事において、市道〇〇号線の施工については、休憩、休息時も交通誘導を行うものとする。なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督員と別途協議すること。

第Ⅲ編 道路公園編

第1章 付属施設

1. 立入り防止柵工

(1) 基礎ブロック等の計上方法について

1. 立入り防止柵の基礎ブロックや鋼管基礎は、総数を積上げ計上する。
2. 連続基礎の場合は、円形空洞型枠又は削孔費を総数分、積上げ計上する。

2. 防護柵設置工

(1) 円形空洞型枠及び削孔費の計上について

柵類、車止め、標識設置の積算において、円形空洞型枠及び削孔費を計上する場合の取り扱いは以下のとおりとする。

1) 支柱建柱に関する工種ごとの考え方

代表的な工種ごとの支柱建柱時の取り扱いは、下表のとおりとする。

工種	基礎条件	建柱時適用歩掛、基準	建込孔の 必要性	摘要
横断・転落防止柵	独立基礎	市場単価 プレキャストコンクリート建込	/	・独立基礎の場合は原則、プレキャストブロックを採用する ・コンクリートブロック及び充填材は市場単価に含まれる
	連続基礎	市場単価 コンクリート建込	有り	・円形空洞型枠又は削孔を計上 ・充填材は市場単価に含まれる
立入防止柵(フェンス) ※金網フェンスの場合 (メッシュフェンス等は別途)	独立基礎	施工パッケージ 基礎ブロック、鋼管基礎	/	・充填材は支柱設置の施工パッケージに含まれる
	連続基礎	施工パッケージ 現場打基礎	有り	・円形空洞型枠又は削孔を計上 ・充填材は支柱設置の施工パッケージに含まれる ・連続基礎における金網・支柱、支柱設置の積算条件区分の基礎種別は「基礎ブロック」を適用する
ガードレール ※コンクリート建込の場合	独立基礎	兵庫県小型構造物標準図集 車両用防護柵標準仕様・同解説	有り	・円形空洞型枠を計上 ・充填材は市場単価に含まれる
	連続基礎	兵庫県小型構造物標準図集 車両用防護柵標準仕様・同解説	有り	・円形空洞型枠を計上 ・充填材は市場単価に含まれる
車止め、標識	現場打ちコンクリート基礎	車止めポスト⇒施工パッケージ 標識設置⇒市場単価	無し	・建込と基礎を同時施工 (型枠⇒建柱⇒コンクリート打設) ・これにより難しい場合は別途検討

2) 円形空洞型枠の適用について

上記における円形空洞型枠の適用にあたっては、基準書 第IV編 第2章① ①-3「2. 箱抜き工」を適用する。

3) 建柱孔部分のコンクリート数量について

コンクリート基礎築造時の建込孔部分の容積については、「数量算出要領（案）兵庫県県土整備部」に準拠し、コンクリートの容積から控除しない。

第2章 道路維持修繕工

1. 路面切削工

(1) 段差すりつけ撤去作業「有り」の場合の殻運搬について

1. 路面切削部 ⇒ 基準書 第IV編 第3章① ①-1 路面切削工「殻運搬(路面切削)」を適用する。
2. 段差すりつけ部 ⇒ 基準書 第II編 第1章 ② ②-1 土工「土砂等運搬」を適用する。

※条件区分：【土砂等発生現場】「現場制約有り」

【積込機種・規格】「人力」

【土質】 「軟岩」を適用する。

(2) アスファルト殻の明示について

路面切削工を伴う工事の場合、切削部と段差すりつけ部のアスファルト殻について、切削殻と掘削殻の区分を特記仕様書及び見積参考図書に明示する。

例)

1. 路面切削部 ⇒ 切削殻
2. 段差すりつけ部 ⇒ 掘削殻

処分費			
処分費 アスファルト殻(切削) ; 投棄量 120m ³	1	式	
処分費 アスファルト殻(掘削) ; 投棄量 3m ³	1	式	

「アスファルト殻」だけでは併記された場合に区別がつかないため、(切削)、(掘削)を明記する

2. 舗装版破碎

(1) 舗装版破碎工について

1) 舗装版破碎の適用区分について

舗装版破碎作業において、舗装版のみを取り壊す場合と床掘り作業に伴う場合の適用区分は以下のとおりとする。

1. 舗装版のみの破碎の場合は基準書 第Ⅳ編 第3章 ②舗装版破碎工を適用する。
 - i) 歩掛で想定する機械での施工が可能な場合
舗装版破碎工（障害無し）
 - ii) 歩掛で想定する機械での施工が困難、又は破碎対象となるアスファルト舗装版の幅が1 m以内
舗装版破碎工（障害あり）
2. 床掘りを伴う舗装版破碎の場合は、基準書 第Ⅱ編 第1章 ③ ③-1床掘工「舗装版破碎積込（小規模土工）」を適用する。

※床掘りを伴わない場合にあつて、床掘りを伴う舗装版破碎箇所と連続作業で破碎するような場合は、「舗装版破碎積込（小規模土工）」を適用できるものとする。

第IV編 市場単価編

第1章 市場単価

1. 鉄筋工

(1) 鉄筋の規格について

鉄筋の規格は、SD345を標準とする。ただし、呼び径D10以下の場合はこの限りでない。

2. インターロッキングブロック工

(1) インターロッキングブロックを撤去、再使用する場合の計上方法について

インターロッキングブロックを撤去、再使用する場合、再設置にあたり発生する材料のロス分（新設と同様2%）を別途積上げ計上する。

例) インターロッキングブロック 100m² を撤去し、再設置する場合

費用・工種・種別・細目	数量	単位	単価
インターロッキングブロック撤去工 撤去【再使用目的】 撤去 100m²	100	m ²	
インターロッキングブロック設置工 直線 ブロック厚 6cm 再設置 100m²	100	m ²	← 設置手間のみ
インターロッキングブロック 厚 6cm ロス分材料単価	2	m ²	← 新材

3. 横断・転落防止柵工

(1) 防護柵の建込み種別について

基準書 第VI編 第2章 ③ ③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）における建込み種別及び記号は次のとおり。

1. 土中建込 ⇒ (E)
2. プレキャストコンクリートブロック建込 ⇒ (C)
(コンクリートブロック材料費、充填材を含む)
3. コンクリート建込 ⇒ (W)

1) 独立基礎を採用する場合の適用について

横断・転落防止柵の基礎として独立基礎を採用する場合は、「プレキャストコンクリートブロック建込 (C)」を標準とする。設計では、現場打ちではなく、コンクリートブロックを標準として設計する。

※「コンクリート建込 (W)」は、擁壁や橋梁地覆などの「連続基礎」に建込む場合に適用する。独立基礎の場合は、「コンクリート根固め」に分類され、市場単価では「プレキャストコンクリートブロック建込 (C)」となり、ブロック材料費 (100 kg/個未満) や充填材を含んでいる。

4. 道路附属物設置工

(1) 「視線誘導標」の適用について

1) 視線誘導標を現場打ちコンクリート基礎に建込む場合の適用について

基準書 第VI編 第2章 ⑨ 道路附属物設置工「視線誘導標」の適用において、現場打ちコンクリート基礎を採用する場合は、コンクリート基礎（型枠+コンクリート）に円形空洞型枠を計上し箱抜き部（建込孔）を設け、市場単価の「視線誘導標設置【コンクリート建込用（穿孔含まない）】」を適用する。

第2章 土木標準単価

1. 区画線工

(1) 区画線設置（溶融式）における塗料規格について

区画線設置（溶融式）における、塗料中のガラスビーズの含有量は以下とする。

【JIS K5665 3種1号】

ガラスビーズ含有量 15%～18%（質量分率）

(2) 区画線工における実線・破線・ゼブラ等の適用について

区画線工における標準単価適用規格は以下のとおりとする。

線種	標準単価適用規格
外側線・路側帯	実線
外側破線	破線
中心破線	破線
中心線	実線
導流帯（外周）	実線
導流帯（ゼブラ）	ゼブラ
横断歩道	ゼブラ
停止線	ゼブラ
指導停止線	矢印・文字・記号
停止禁止部分（外周）	実線
停止禁止部分（ゼブラ）	ゼブラ
右左折の方法（外周）	実線
右左折の方法（ゼブラ）	ゼブラ
自転車横断帯（自転車マークは除く）	ゼブラ
滞留表示（原付マークは除く）	矢印・文字・記号
構成する線幅が 10cm 以上の矢印・文字・記号	矢印・文字・記号

2. 排水構造物工

(1) 蓋板工

1) 鋼製蓋板（グレーチング等）における「2枚割り」等の設置費用について

鋼製蓋板（グレーチング等）で、2枚割りなどの複数枚に分割した資材の場合は、以下のとおりとする。

1. グレーチングの枚数に応じて設置費用を計上する。
2. 受枠の重量は、グレーチングの枚数に応じて案分し、それぞれ本体重量に含ませる。

2) 鋼製蓋板（グレーチング等）の撤去について

鋼製蓋板（グレーチング等）の撤去について、再利用せず処分を目的として撤去する場合においても、基準書 第VI編 第1章 ⑥ 排水構造物工「再利用撤去」を適用する。

第V編 下水道編

第1章 管路施設（開削工法）

1. 管布設工

（1）管布設工の数値基準について

下水道工事における管布設工の数値基準は、以下のとおりとする。

管布設工の数値基準

細別	設計表示単位	數位	備考
管布設工	m	0.1	

2. 埋戻し工

（1）下水道工事の「埋戻し工」における砕石の土量変化率について

下水道工事における「人力投入埋戻し工」及び「機械投入埋戻し工」について、砕石の土量変化率は $1/C=1.05$ を適用する。

3. マンホール工

（1）下水道用組立式マンホールの削孔代の取り扱いについて

兵庫県土木工事積算単価表に掲載されている組立マンホールの削孔代については、管種や可とう継手の有無に係らず使用できるものとする。

（VU管、リブ付管など）

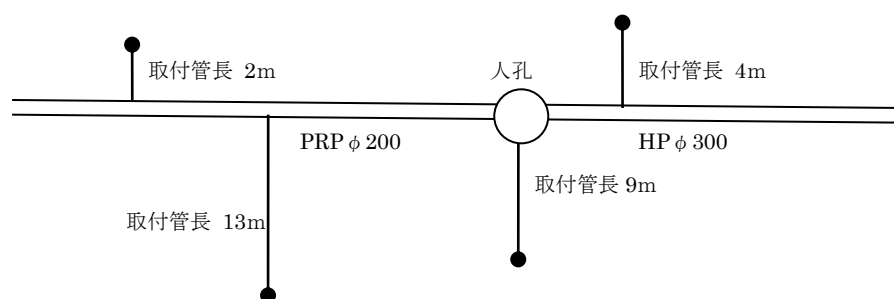
第2章 管路施設（市場単価）

1. 取付管およびます工

（1）取付管長の判定について

市場単価における取付管長の判定は、本管の材質を問わず1工事における平均取付管延長（水平長）で判断する。

例)



$$\text{取付管長： } (2\text{m} + 4\text{m} + 13\text{m} + 9\text{m}) \div 4 = 7\text{m}$$